平成２７年（フ）第１号
山梨県甲府市中央２丁目５番29号　シャトーＫＯＦＵ302
債務者　柳本　聖枝
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９号
岐阜県郡上市高鷲町大鷲820番地１
債務者　中野渡直純
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４号
奈良市鳥見町４丁目４番地の３　富雄団地23―201号
債務者　大東　　豊
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１０号
奈良市菅原町174番地の３　シャイン菅原Ⅱ201号
債務者　田中　　淳
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第５号
鳥取県鳥取市田島536番地２
債務者　森本　圭子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８１９号
広島市安佐北区あさひが丘５丁目12番14―403号
債務者　柴田みどり
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３８号
広島県広島市西区庚午中２丁目15―22　庚午中ハイム　202号室、住民票上の住所愛媛県松山市北久米町741番地２
債務者　山本　伸子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２号
福岡県久留米市津福本町1021番地１　竹野屋ビル206号
債務者　石井　靖幸
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第６８２号
北九州市八幡西区大膳２丁目19番２号
債務者　中野　美和
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３８４号
大分県別府市大字鶴見2600番地　市営鶴見住宅Ｅ棟205号
債務者　坂野美佐子（旧姓廣岩）
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６号
大分市向原西１丁目６番１号　西部ビル507
債務者　浦井　俊昭
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７号
大分市向原西１丁目６番１号　西部ビル507
債務者　浦井タミヱ
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４号
北海道日高郡新ひだか町静内中野町４丁目116番地　Ｄ号
債務者　江田　雅規
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第１５７号
北海道苫小牧市日新町６丁目15番２号
債務者　横溝　良博
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第７号
群馬県桐生市新里町新川3156番地26
債務者　渡邉　芳江
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第９号
群馬県桐生市菱町１丁目620番地の10
債務者　鈴木　清美（旧姓　髙橋）
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第３７３号
石川県加賀市大聖寺地方町８の31番地３、従前の住所金沢市円光寺２丁目22番１号、従前々の住所石川県加賀市熊坂町４の４番地８
債務者　山田　織衣（旧姓大江）
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
金沢地方裁判所